

農業委員会だより

魅力いっぱい。農業者年金
将来の生活設計のため、加入しませんか。

農業委員会やJAでは、11月・12月・1月を強化月間として、農業者年金の加入推進に取り組んでいます。老後の生活設計のために農業者年金に加入されることをお勧めします。

農業者の方なら広く加入できます

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は誰でも加入できます。農地を持つていない農業者や、配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。

脱退は自由です。脱退一時金は支給されませんが、加入期間にかかわらず、それまで支払った保険料は将来、年金として受け取れます。

少子高齢化時代に強い年金です

自分の年金受給に必要な原資をあらかじめ自分で積み立て、運用実績により受給額が決まる確定拠出型年金です。年金額が加入者・受給者の数に影響されない安定した年金制度で、運用利回りの状況などで保険料が引き上げられることはありません。



担当:本村

80歳までの保証が付いた終身年金です

年金は生涯支給されます。もし、加入者や受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金が死亡一時金として遺族に支給されます。

保険料の額は自由に決められます

毎月の保険料は2万円を基本とし、最高6万7千円まで千円単位で自由に選択できます。農業経営や老後設計に応じて、いつでも見直すことができます。

また、認定農業者など一定の要件を備えた意欲のある農業の担い手には、国から最高で月額1万円の保険料補助があります。

税制面でのメリットがあります

支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。

- 問 農業委員会事務局 ☎ 23-9245 担当:本村
山内分室 農地調整係 ☎ 45-2909 (支所まちづくり課)
北方分室 農地調整係 ☎ 36-6023 (支所まちづくり課)

農業者年金に関することは、農業委員会やJAさがの各支所にお問い合わせください。

市長・議長交際費

市長・議長交際費は、市政、議会運営上あるいは市政、議会を代表して外部と公の交際を進める上で必要な経費です。今回は、平成20年7月から9月分までを公開します。

(単位:円)

市長	7~9月		4月からの累計	
	件数	金額	件数	金額
弔慰	2	42,745	7	88,495
見舞い	0	0	0	0
祝儀	39	147,940	78	324,270
せん別	5	21,000	5	21,000
賛助	1	5,000	4	50,000
接遇	2	12,840	3	22,840
会費	2	7,000	7	27,500
その他	6	71,470	9	96,620
合計	57	307,995	113	630,725

議長	7~9月		4月からの累計	
	件数	金額	件数	金額
弔慰	6	22,526	13	54,846
見舞い	0	0	0	0
祝儀	9	29,000	19	60,160
せん別	5	21,000	5	21,000
賛助	2	13,000	2	13,000
接遇	1	5,640	3	22,295
会費	1	5,000	1	5,000
その他	0	0	4	6,790
合計	24	96,166	47	183,091